平成２９年（再イ）第３号
和歌山県御坊市島679番地７
再生債務者　大川　秀人
１　決議に付する再生計画案　平成30年３月２日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成30年４月12日まで
平成30年３月15日
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２９年（再イ）第１８号
群馬県邑楽郡大泉町大字古海646番地の５
再生債務者　市川　雅一
１　決議に付する再生計画案　平成30年２月22日付け再生計画案
２　再生計画案に対する回答期間　平成30年４月16日まで
平成30年３月15日　前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（再イ）第２３号
長崎県佐世保市花高１丁目10番９号
再生債務者　阿波連　勉
１　決議に付する再生計画案　平成30年３月９日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年４月３日
３　再生計画案に対する回答期間　平成30年４月10日まで
平成30年３月13日
長崎地方裁判所佐世保支部

平成２９年（再イ）第１９号
新潟県柏崎市新赤坂３丁目５番44号
再生債務者　藤田　謙治
１　決議に付する再生計画案　平成30年３月９日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年４月５日
３　再生計画案に対する回答期間　平成30年４月５日まで
平成30年３月15日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

平成２９年（再イ）第２３号
宮崎市大字島之内253番地91
再生債務者　八田　裕二
１　決議に付する再生計画案　平成29年12月９日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年４月11日
３　再生計画案に対する回答期間　平成30年４月11日まで
平成30年３月14日
宮崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２９年（再イ）第１６号
高知市みづき２丁目1914番地
再生債務者　坂本　誠次
１　決議に付する再生計画案　平成30年３月５日付け再生計画案
２　議決権の不統一行使の通知期限　平成30年４月12日
３　再生計画案に対する回答期間　平成30年４月12日まで
平成30年３月15日
高知地方裁判所民事部個人再生係

小規模個人再生による再生手続廃止

平成２９年（再イ）第５６３号
東京都大田区上池台３―22―４
再生債務者　疋田　利幸
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法237条１項に定める事由がある。
平成30年３月13日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成３０年（再ロ）第１０００２号
東京都葛飾区西水元５―１―13
再生債務者　齊藤　盛人
１　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年４月10日まで
４　一般異議申述期間　平成30年４月24日から平成30年５月15日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（再ロ）第１号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野88番地
再生債務者　山田　敦子
１　決定年月日時　平成30年３月15日午後１時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年４月12日まで
４　一般異議申述期間　平成30年４月26日から平成30年５月17日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成３０年（再ロ）第２号
東京都武蔵野市関前２丁目28番12―102号グリーンヒルズ
再生債務者　川北　麻緒
１　決定年月日時　平成30年３月15日午前10時
２　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成30年４月12日まで
４　一般異議申述期間　平成30年４月26日から平成30年５月17日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２９年（再ロ）第１００３４号
東京都立川市錦町６―23―10―327
再生債務者　小泉　宏行
１　意見聴取に付する再生計画案　平成30年１月10日付け再生計画案
２　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
３　２の書面の提出期間　平成30年３月30日まで
平成30年３月13日
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２９年（再ロ）第６号
香川県高松市六条町1342番地６
再生債務者　古川　　忠
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年３月６日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月15日
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（再ロ）第１００３６号
東京都江東区東砂６―14―３―405
再生債務者　森山　唱子（旧姓門田）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年３月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月13日
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（再ロ）第１００４０号
東京都清瀬市中里３―931―18
再生債務者　相馬　　功
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年３月８日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月14日
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（再ロ）第５号
岡山市南区浜野２丁目４番19号
再生債務者　川本登志雄
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　平成30年３月13日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成30年３月15日
岡山地方裁判所第３民事部

厚生年金基金清算結了公告

当厚生年金基金は、平成30年３月９日厚生労働大臣の承認により清算を結了したので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第47条第２項に基づき公告します。
平成 30 年３月 26 日
東京都墨田区両国４丁目36番６号
東日本硝子業厚生年金基金
代表清算人　小林　英一

厚生年金基金清算人退任公告

当厚生年金基金は、平成30年３月９日をもって清算結了の承認を受けたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成26年政令第73号）第１条の規定による廃止前の厚生年金基金令第43条に基づき公告します。
１．代表清算人氏名　小林　英一
２．住所　東京都墨田区両国４丁目36番６号
平成 30 年３月 26 日
東日本硝子業厚生年金基金